

昭和大学の名称の変更について（届出）

令和6年4月1日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人昭和大学 理事長 小口 勝司

このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第2条の規定により、別紙資料を添えて届け出ます。

なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。

記

令和7年4月1日付で昭和大学の名称を変更し、昭和医科大学とする。

変更の事由及び時期等を記載した書類

事 項	記 入 欄								備 考	
変 更 の 内 容	大学の名称変更 (現在の名称) 昭和大 学 (英訳名 : Showa University) (変更後の名称) 昭和医科大学 (英訳名 : Showa Medical University)									
変 更 の 事 由	大学を取り巻く社会環境は、近い将来、18歳人口の減少や大学進学者の減少などにより、大学の存続にとって危機的な状況になることが予測されることから、この危機を乗り越えるために、本学は医系総合大学としてさらに特化する必要がある。そこで、本学が医系総合大学であることを社会に対して直接的に表明するために、大学の名称を変更する。なお、大学の名称の変更に伴い、本学の教育課程に変更が生じることはない。									
変 更 の 時 期	令和7年4月1日									
フ リ ガ ナ 設 置 者	ガッコウメイジン ショウダガク									
フ リ ガ ナ 大 学 の 名 称	ショウダガク									
大 学 本 部 の 位 置	東京都品川区旗の台1-5-8									
学部等の概要 令和6年4月1日時点	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	
	大学院									
	医学研究科博士課程	4	60	-	240	博士 (医学)	医学関係	S34	東京都品川区	
	歯学研究科博士課程	4	22	-	88	博士 (歯学)	歯学関係	S58		
	薬学研究科博士課程	4	15	-	60	博士 (薬学)	薬学関係	H24		
	保健医療学研究科博士前期課程	2	20	-	40	修士 (保健医療学)	保健衛生学関係 (看護学関係) 保健衛生学関係 (リハビリテーション関係)	H24	神奈川県横浜市	
	保健医療学研究科博士後期課程	3	6	-	18	博士 (保健医療学)	保健衛生学関係 (看護学関係) 保健衛生学関係 (リハビリテーション関係)	H24		
	大学院計	-	123	-	446	-	-	-	-	
	学部									
	医学部医学科	6	120	-	735	学士 (医学)	医学関係	S27	東京都品川区	
	歯学部歯学科	6	105	-	630	学士 (歯学)	歯学関係	S52		
	薬学部薬学科	6	200	-	1,200	学士 (薬学)	薬学関係	S39		
	保健医療学部看護学科	4	95	10	400	学士 (看護学)	保健衛生学関係 (看護学関係)	H14	神奈川県横浜市	
	保健医療学部理学療法学科	4	-	-	60	学士 (理学療法学)	保健衛生学関係 (リハビリテーション関係)	H14		令和5年度からリハビリテーション学科に改組した。
保健医療学部作業療法学科	4	-	-	60	学士 (作業療法学)	保健衛生学関係 (リハビリテーション関係)	H14			
保健医療学部リハビリテーション学科	4	60	-	120	学士 (理学療法学) 学士 (作業療法学)	保健衛生学関係 (リハビリテーション関係)	R5			
学部計	-	580	-	3,205	-	-	-	-		

昭和医科大学学則（改正案）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>昭和大学学則</u></p> <p>第1章 総 則 （目的及び使命）</p> <p>第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、特に私学の本領を発揮しつつ、一般教育並びに医学、歯学、薬学、看護学、理学療法学、作業療法学に関する最高最新の学術を授け、併せてその奥義を極めることを目的とし、これによって高い教養と健全な良識と優秀な技能とを兼ね備え、もって社会の文化と公共の福祉に貢献し得る人材を養成することを使命とする。</p> <p>（教育研究の目的）</p> <p>第2条 本学は、建学の精神である「至誠一貫」に則り、医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部がそれぞれの専門性を基盤としつつ綿密に連携した医系総合大学の特長を活かし、高い倫理性と教養、豊かな知識と優れた技能とを兼ね備えた医療人を育成するとともに、多職種連携を促進し、日々発展する生命科学と先進的な医療を探究することにより、人類の健康と福祉に貢献することを教育研究の目的とする。</p> <p>2 学部、学科ごとの教育研究上の目的を別表（1）のとおり定める。 （自己点検・評価）</p> <p>第3条～第67条 <省略></p> <p>附 則</p> <p>1. ～39. <省略></p> <p>40. この改正学則は令和6年4月1日から施行する。</p> <p>41. この学則の改廃は、各教授会の審議ののち学長を経て、理事会の承認を要するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>昭和医科大学学則</u></p> <p>第1章 総 則 （目的及び使命）</p> <p>第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、特に私学の本領を発揮しつつ、一般教育並びに医学、歯学、薬学、看護学、理学療法学、作業療法学に関する最高最新の学術を授け、併せてその奥義を極めることを目的とし、これによって高い教養と健全な良識と優秀な技能とを兼ね備え、もって社会の文化と公共の福祉に貢献し得る人材を養成することを使命とする。</p> <p>（教育研究の目的）</p> <p>第2条 本学は、建学の精神である「至誠一貫」に則り、医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部がそれぞれの専門性を基盤としつつ綿密に連携した医系総合大学の特長を活かし、高い倫理性と教養、豊かな知識と優れた技能とを兼ね備えた医療人を育成するとともに、多職種連携を促進し、日々発展する生命科学と先進的な医療を探究することにより、人類の健康と福祉に貢献することを教育研究の目的とする。</p> <p>2 学部、学科ごとの教育研究上の目的を別表（1）のとおり定める。 （自己点検・評価）</p> <p>第3条～第67条 <省略></p> <p>附 則</p> <p>1. ～39. <省略></p> <p>40. この改正学則は令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>41. この改正学則は、昭和大学がその名称を昭和医科大学に変更することにあわせ、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>42. この学則の改廃は、各教授会の審議ののち学長を経て、理事会の承認を要するものとする。</p>

別表（1）

学部学科の教育研究上の目的

医学部・医学科

医学部は、昭和大学の理念である「至誠一貫」の精神のもと、医学・医療の発展と国民の健康増進と福祉に真心を持って寄与する医療人の育成を目的とする。そのために以下の教育研究を展開する。

1. 人間性豊かな患者中心の医療を実践する教育と研究の推進
2. 優れた専門的能力の育成
3. 学部連携チーム医療教育の推進
4. 医療にかかわる問題の発見・解決能力の醸成

歯学部・歯学科

歯学部は、昭和大学の理念である「至誠一貫」の精神のもと、歯学・歯科医療の発展と国民の健康増進と福祉に真心を持って寄与する医療人の育成を目的とする。そのために以下の教育研究を展開する。

1. 人間性豊かな患者中心の歯科医療を実践する教育と研究の推進
2. 優れた専門的能力の育成
3. 学部連携チーム医療教育の推進
4. 医療にかかわる問題の発見・解決能力の醸成

薬学部・薬学科

薬学部は、昭和大学の理念である「至誠一貫」の精神のもと、薬学を通して医療の発展と国民の健康増進と福祉に真心をもって寄与する医療人の育成を目的とする。そのために以下の教育研究を展開する。

1. 人間性豊かな患者中心の医療を実践する教育と研究の推進
2. 薬物治療を主体的に実践する能力の育成
3. 学部連携チーム医療教育の推進
4. 医療にかかわる問題の発見・解決能力の醸成

別表（1）

学部学科の教育研究上の目的

医学部・医学科

医学部は、昭和医科大学の理念である「至誠一貫」の精神のもと、医学・医療の発展と国民の健康増進と福祉に真心を持って寄与する医療人の育成を目的とする。そのために以下の教育研究を展開する。

1. 人間性豊かな患者中心の医療を実践する教育と研究の推進
2. 優れた専門的能力の育成
3. 学部連携チーム医療教育の推進
4. 医療にかかわる問題の発見・解決能力の醸成

歯学部・歯学科

歯学部は、昭和医科大学の理念である「至誠一貫」の精神のもと、歯学・歯科医療の発展と国民の健康増進と福祉に真心を持って寄与する医療人の育成を目的とする。そのために以下の教育研究を展開する。

1. 人間性豊かな患者中心の歯科医療を実践する教育と研究の推進
2. 優れた専門的能力の育成
3. 学部連携チーム医療教育の推進
4. 医療にかかわる問題の発見・解決能力の醸成

薬学部・薬学科

薬学部は、昭和医科大学の理念である「至誠一貫」の精神のもと、薬学を通して医療の発展と国民の健康増進と福祉に真心をもって寄与する医療人の育成を目的とする。そのために以下の教育研究を展開する。

1. 人間性豊かな患者中心の医療を実践する教育と研究の推進
2. 薬物治療を主体的に実践する能力の育成
3. 学部連携チーム医療教育の推進
4. 医療にかかわる問題の発見・解決能力の醸成

保健医療学部

保健医療学部は、昭和大学の理念である「至誠一貫」の精神のもと、看護学・理学療法学・作業療法学を通して真心と情熱を持って、医療の発展と国民の健康増進と福祉に寄与する医療人の育成を目的とする。そのために、以下の教育研究を展開する。

看護学科

1. 人間性豊かな患者中心の医療を実践する教育と研究の推進
2. 看護を主体的に実践する能力の育成
3. 学部連携チーム医療教育の推進
4. 医療にかかわる問題の発見・解決能力の醸成

リハビリテーション学科【共通】

1. 人間性豊かな患者中心の医療を実践する教育と研究の推進
2. 学部連携チーム医療教育の推進
3. 医療にかかわる問題の発見・解決能力の醸成

理学療法学専攻

1. 理学療法を主体的に実践する能力の育成

作業療法学専攻

1. 作業療法を主体的に実践する能力の育成

別表 2（履修要項）

～ 省略 ～

別表 3（入学検定料）

～ 省略 ～

別表 4（入学金、授業料、その他の学費）

～ 省略 ～

保健医療学部

保健医療学部は、昭和医科大学の理念である「至誠一貫」の精神のもと、看護学・理学療法学・作業療法学を通して真心と情熱を持って、医療の発展と国民の健康増進と福祉に寄与する医療人の育成を目的とする。そのために、以下の教育研究を展開する。

看護学科

1. 人間性豊かな患者中心の医療を実践する教育と研究の推進
2. 看護を主体的に実践する能力の育成
3. 学部連携チーム医療教育の推進
4. 医療にかかわる問題の発見・解決能力の醸成

リハビリテーション学科【共通】

1. 人間性豊かな患者中心の医療を実践する教育と研究の推進
2. 学部連携チーム医療教育の推進
3. 医療にかかわる問題の発見・解決能力の醸成

理学療法学専攻

1. 理学療法を主体的に実践する能力の育成

作業療法学専攻

1. 作業療法を主体的に実践する能力の育成

別表 2（履修要項）

～ 省略 ～

別表 3（入学検定料）

～ 省略 ～

別表 4（入学金、授業料、その他の学費）

～ 省略 ～

昭和医科大学大学院学則（改正案）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>昭和大学</u>大学院学則</p> <p>第1章 目 的 (目 的)</p> <p>第1条 この学則は、<u>昭和大学</u>（以下「本学」という。）大学院の修業年限、教育方法等その他学生の修学上の必要な事項について、定めるものとする。</p> <p>2 本学大学院は、学校教育法に基づき、医学、歯学、薬学及び保健医療学に関する学術理論並びに応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>3 研究科ごとの教育研究上の目的を別表（1）のとおり定める。</p> <p>第2条～第26条 <省略></p> <p>（論文の公表）</p> <p>第27条 学位論文（博士）は、学位を授与されてから1年以内に印刷公表しなければならない。ただし、すでに印刷公表したときは、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定により学位論文を印刷公表する場合には「<u>昭和大学</u>審査学術論文」と明記しなければならない。</p> <p>第28条～第59条 <省略></p> <p>附 則</p> <p>1. ～29. <省略></p> <p>30. この改正学則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>31. この学則の改廃は、各教授会の審議ののち学長を経て、理事会の承認を要するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>昭和医科大学</u>大学院学則</p> <p>第1章 目 的 (目 的)</p> <p>第1条 この学則は、<u>昭和医科大学</u>（以下「本学」という。）大学院の修業年限、教育方法等その他学生の修学上の必要な事項について、定めるものとする。</p> <p>2 本学大学院は、学校教育法に基づき、医学、歯学、薬学及び保健医療学に関する学術理論並びに応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>3 研究科ごとの教育研究上の目的を別表（1）のとおり定める。</p> <p>第2条～第26条 <省略></p> <p>（論文の公表）</p> <p>第27条 学位論文（博士）は、学位を授与されてから1年以内に印刷公表しなければならない。ただし、すでに印刷公表したときは、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定により学位論文を印刷公表する場合には「<u>昭和医科大学</u>審査学術論文」と明記しなければならない。</p> <p>第28条～第59条 <省略></p> <p>附 則</p> <p>1. ～29. <省略></p> <p>30. この改正学則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>31. この改正学則は、昭和大学がその名称を昭和医科大学に変更することにあわせ、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>32. この学則の改廃は、各教授会の審議ののち学長を経て、理事会の承認を要するものとする。</u></p>